

## 認定要件（苫小牧市認定地域クラブ活動に関する要綱 第2条抜粋）

- (1) 苫小牧市内（以下「市内」という。）の中学校に在籍する生徒が希望に応じて加入することができること。  
ただし、拠点校部活動から移行する活動等については、当面の間、当該拠点校及び参加校に在籍する生徒に限り加入を認める運営とすることができる。
- (2) 市内の中学校に在籍する生徒を対象に、原則として5人以上での活動が見込まれること。
- (3) 活動拠点は原則として市内とし、活動場所までの移動が生徒及び保護者の過度な負担とならないこと。
- (4) 営利目的を主とした運営でないこと。
- (5) 活動の維持、運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (6) 公益財団法人苫小牧市スポーツ協会、苫小牧市文化団体協議会、その他これらに類する団体に加盟している団体であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (7) 複数の役員や指導者が運営に携わり、持続可能な活動が見込まれること。
- (8) 次に掲げる要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
  - ① 目的が記載されていること。
  - ② 入退会について記載されていること。
  - ③ 会費について記載されていること。
  - ④ 次に掲げる役員又はこれらに準ずる役職を置くことが記載されていること。  
ア 代表・副代表 イ 会計 ウ 監事
  - ⑤ 総会について記載されていること。
- (9) 生徒の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じた情報共有を行い、連携を図ること。
- (10) 本市が開催する指導者研修を受講した、又は受講見込みである指導者が、役員又は指導者として運営に携わること。
- (11) 部活動のこれまでの教育的効果や意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、生徒の資質・能力の向上及び健全育成を主たる目的として活動すること。
- (12) 体罰や暴言等、生徒の人権を侵害する違法な行為を行わないこと。
- (13) 「苫小牧市部活動ガイドライン」を遵守した活動及び活動時間を設定すること。ただし、活動時間にあつては、1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収めるものとするが、指導者等に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり2日以上以上の休養日を設けたうえで、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能とする。
- (14) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休憩時間等を設定すること。
- (15) 施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うこと。
- (16) 活動に関わる監督、指導者等、すべての関係者が、リスク管理において責務を負っていることを自覚し、生徒の安全確保に万全を期すること。
- (17) 指導者及び参加生徒等に対して、怪我や事故が生じた場合に適切な補償が受けられるよう、傷害保険及び個人賠償責任保険に加入させていること。
- (18) 本市が推進する学校部活動地域展開・地域連携の取組に協力すること。